**西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務　仕様書**

　本仕様書は、西条市と受託業者（以下「受注者」という。）との間で締結する西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務の契約について、必要な事項を定めるものとする。

１　業務名

西条市サステナブルツアー企画・実施委託業務

２　業務の目的

情報化社会により旅先の見える化が進んだことから、従来の物見遊山の観光から、現地での特別な体験へと観光のトレンドは変化している。併せて、コロナ禍を経て旅行者の旅に対する価値観も変化しており、これらに対応する新たな観光の仕組みが求められている。

本業務では、ポストコロナの旅行スタイルとして注目されているサステナブルツーリズムの考えに沿ったツアーを造成・実施し、本市での実効性を検証する。

３　実施期間

契約締結日の翌日から令和６年３月３１日まで

４　業務内容

（１）サステナブルツアーの企画

自然、歴史文化等、本市の地域資源を活用するとともに、環境負荷の低減を考

慮に入れたツアーを４回以上企画し、契約締結の日から令和６年２月下旬ま

でにツアーを実施する。なお、ツアーの要件は、以下のとおりとする。

・西条市内を旅の目的地とする日帰り又は１泊ツアーとする。

・参加者の交通費、宿泊費及び飲食費は参加者負担とする。（対象外経費）

　・自社の商品として、すでに市場に出ているツアー等については対象としない。

ただし、自社及び他の旅行会社がすでに造成している商品でも、内容・行程が

新規であれば対象とする。

1. ツアーの広報・告知及び参加者の募集

ツアーの募集人数は合計120人以上とすること。募集方法については、事業者

からの提案とする。

1. 企画したツアーを催行し、記録写真の撮影を行うこと。
2. ツアー中の安全を確保するための対策及び体制を整えるとともに、参加者が急病等により治療・救護が必要となった場合の対応方法及び連絡体制を整えること。
3. ツアー参加者へのアンケートの実施及び分析

アンケート調査票を作成し、実施する。

上記アンケートで聴取した内容を集計、分析の上、本事業の効果や課題を抽出

し、報告書にまとめること。

なお、アンケートの調査項目については、西条市と協議の上決定すること。

（６）成果品

・アンケート結果集計表（Excelデータ）

・ツアー実施報告書（Ａ４判、１色刷り、２０ページ程度）５部

６　その他

（１）業務遂行に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき適正に個人情報を取り扱うこと。

（２）業務内容、データ内容その他この契約履行により知り得た事項を第三者に漏らし又は委託の範囲を超えて利用してはならない。

（３）業務に必要な資料のうち、受注者で提供可能な資料は貸与する。

（４）制作物にかかる所有権、著作権は西条市に帰属する。

（５）業務遂行の過程において、西条市又は受注者が必要と認める場合には適宜協議を行う。

1. 受注者は常に担当課からの連絡を受け取れる状態とし、担当課からの打合せの

申し出があった場合は、原則、担当課に出向き行うものとする。

1. 受注者は、委託業務の実施につき第三者に損害を与えたときは、その賠償の責

任を負うものとする。

（８）本仕様書に記載のない事項に関しては、西条市受注者双方協議の上決定する。